

## CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

### Newsletter

29 July 2021

### Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 60

#### 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



#### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 60 となる本号では、OECD加盟国を中心とする世界130か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意、労働者の競業避止義務に関するバイデン政権大統領令及び州法の動向等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

#### 目次

##### 1. グローバル

グローバル：OECD加盟国を中心とする世界130か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意（1）

##### 2. 米州

米国：労働者の競業避止義務に関するバイデン政権大統領令及び州法の動向

アルゼンチン：トランスベストイト、トランスセクシュアル、トランスジェンダーの人々のための正規雇用へのアクセスを促進する法律の施行

ブラジル：新たなスタートアップ法

##### 3. 欧州

ウクライナ：デジタル・サービスに対するVATの導入

##### 4. 中東

トルコ：解雇禁止及び無給休暇の措置が終了

##### 5. アフリカ

南アフリカ：近時の暴動について企業が検討すべき雇用関係に与える影響その他の課題

## 「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1)移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2)移転価格算定方法、(3)移転価格文書化規則、(4)移転価格調査の手順、(5)国内救済、(6)延滞税・加算税・その他罰則、(7)事前確認制度（APA）、(8)過小資本税制、(9)BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10)その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



## 1. グローバル

### グローバル

#### OECD 加盟国を中心とする世界 130 か国がデジタル課税・最低法人税率の大枠を合意（1）

OECD 加盟国を中心とする世界 139 か国による包括的枠組みにおいて、一部の国を除く 130 か国<sup>1</sup>は、2021 年 7 月 1 日付で「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 つの柱からなる解決策に関する声明」<sup>2</sup>を発表し、デジタル課税（第一の柱）と最低法人税率（第二の柱）の大枠について合意した。その後、2021 年 7 月 10 日付で G20 財務相・中央銀行総裁会議において 7 月 1 日付の包括的枠組みでの合意を承認している。包括的枠組みでは、今後 2021 年 10 月までに詳細を詰め、最終合意を行うことを見込んでおり、その後 2022 年に各国で法制化・多国籍条約の締結を行い、2023 年からの効力発生を目指している。

本稿では 2021 年 7 月 1 日付の声明に関して、7 月号と 8 月号の 2 回に分けてその概要を説明する。本 7 月号では第一の柱（市場国への新たな課税権の配分）についてその概要に触れることとする。

#### Amount A の概要

第一の柱は、全世界の連結売上高が 200 億ユーロ超（日本円：約 2 兆 6000 億円）、売上高税引前利益率（PBT/Revenue）10% 超の多国籍企業に対して、従来の恒久的施設といった物理的な拠点の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している最終市場国に Amount A と呼ばれる一定の利益に対して新たな課税権を配分するものである。Amount A について、2020 年 10 月のブループリントでは、「自動化されたデジタルサービス（ADS）」及び「消費者向けビジネス（CFB）」が対象となっていたが、本声明ではこれらの業種による限定は盛り込まれず、規制業種である金融サービス（銀行・保険）と資源採掘セクターのみが除外業種となっている。報道機関の発表によれば、直近の業績に基づけば Amount A の対象となるのは全世界で 81 社、日本に本社を置く多国籍企業では 6 社と試算されている<sup>3</sup>。現時点では、売上高・利益率による判定の「基準年度」は未定であるが、現在は新型コロナウイルスの蔓延に伴い直近では業績が落ち込んでいる企業もあることから、導入時にはこの基準に該当する企業数が増加する可能性もある。また、本声明では、施行から 7 年後の 1 年以内にレビューを行い、Amount A に係る税の安定性（tax certainty）を含め導入に成功すれば、売上高基準を 100 億ユーロ超に引き下げる可能性にも触れている。

#### ネクサス・ルール

新たな課税権の配分対象となる「市場国」としては、域内売上高が 100 万ユーロ（約 1 億 3000 万円）以上の国と地域にネクサスがあるとみなして Amount A を配分することになる。経済規模の小さい小国に配慮し、GDP が 400 億ユーロ以下の小国については、当該国における売上が 25 万ユーロ以上あれば対象とする。このネクサス・ルールは Amount A に係る課税権を有す

<sup>1</sup>7 月 1 日時点で、アイルランド、ハンガリー、エストニア、バルバドス、ケニア、ナイジェリア、ペルー、スリランカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島の 9 か国は大枠への合意を見送った。7 月 9 日時点でペルーとセントビンセント及びグレナディーン諸島が追加で合意している。

<sup>2</sup>OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, "[Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy](#)", 1 July 2021

<sup>3</sup>日本経済新聞 朝刊「デジタル課税、10 兆円規模 コロナ後の財源確保 多国籍企業の超過利益 50 兆円超 日経試算、世界 81 社対象」 2021 年 7 月 3 日付

「アジア税務紛争対応  
ハンドブック2020年版（英語）」  
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



る国の特定にのみ使われる。コンプライアンス費用（少額の売上の把握を含む）は最小限にするとされている。

### 配分する利益（Quantum）

売上高の10%を超える残余利益の20-30%を市場国に売上高に応じて配分することになる。

### 収益に係るソースルール

収益は、商品・製品やサービスの使用又は消費された最終市場国に帰属するものとする。この原則の適用を容易にするために特定カテゴリーの取引に係る詳細なソースルールが今後検討される。多国籍企業は、それぞれ事実及び状況に基づいて信頼性の高い方法を適用しなくてはならないとされている。

### 課税ベースの決定

基準となる多国籍企業グループの利益の額は、財務会計上の連結収益を参照して、僅かの調整を加えて決定される。損失は繰越が認められる。

### セグメンテーション

セグメンテーションは、財務会計で開示されているセグメントに基づいて、例外的な状況においてのみ発生する。財務諸表に開示されているセグメントに基づいて、当該セグメントが適用範囲の基準を満たす場合にのみ、例外的に必要とされる。

### マーケティング・販売活動に係るセーフハーバー

残余利益（売上高の10%を超える利益部分）の一部が既に市場国で課税されている場合、Amount Aとして新たに市場国に配分される残余利益はセーフハーバー（MDSH）により制限される。セーフハーバーの設計については、包括的範囲を考慮して更なる作業が実施される。

### 二重課税排除

Amount Aを市場国へ追加的に配分することにより生じる二重課税は、外国税額控除又は国外所得免除のいずれかによって排除される。

### 税の安定性（Tax certainty）の確保（紛争解決メカニズム）

Amount Aの二重課税に係る、義務的・拘束的な紛争予防・解決メカニズムを構築予定（移転価格及び事業所得もこの枠組みの中で解決）である。ただし、途上国（BEPS 14のピア・レビューの繰延が可能になっている国やMAP紛争がない又は少ない国）に対しては、Amount Aに係る問題について「選択的な」紛争解決メカニズムとすることを考慮する。

### Amount B

基礎的なマーケティング及び販売活動（"baseline marketing and distribution activities"）に係る独立企業原則の適用について、特に執行能力が低い国を念頭に、簡素化及び合理化（simplified and streamlined）する方法を検討する。この作業は2022年末までに完了予定である。

### 一国主義的措置（Unilateral measures）

このパッケージは全ての企業に対して、新たな国際課税ルールの適用と全ての各国独自のデジタル・サービス税（DST）等廃止に関して適切な調整を提供する。

## 「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 施行

Amount Aは2022年に合意し、Amount Aへの課税権の配分を2023年より実施する。

## 小括

物理的拠点、いわゆる恒久的施設の存在を、企業の事業所得の課税根拠とするのは、1920年代以来の国際課税の原則であったが、これが約100年ぶりにデジタル経済に合わせて進化するという意味でこの合意は歴史的なものだと言える。一方で、いわば定式配分となるこのAmount Aや比較対象取引を用いないAmount Bの概念は、既存の移転価格税制に基づく独立企業原則の適用との関係がどのように今後整理されるのかが注目される。また、今回の売上高と税引前利益率に基づく定量的基準に該当しない多国籍企業に対しても、各国の税務当局がAmount Aと同等の残余利益を既存の移転価格税制の枠組みで最終市場国に配分することを求めることやAmount Bと同等の一定の利益率を再販売会社に常に求めることが生じないか危惧されることから、定量的基準に該当しない企業も含め今後の動向を引き続き注視していく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

#### 労働者の競業禁止義務に関するバイデン政権大統領令及び州法の動向

2021年7月9日に、バイデン大統領は米国経済における競争の促進に関する大統領令を公表し、雇用終了後の競業禁止に対する厳しい制限を支持する姿勢を示した。この大統領令により、雇用後の競業禁止を制限する各州の動きが加速する可能性がある。大統領令とあわせて公表されたファクトシートは、競業禁止を禁止又は制限することにより、従業員が「仕事を変えることを容易にする」と述べている。バイデン大統領の選挙公約と団結権保護法案に対する支持を考慮すれば、大統領令において示された方向性は驚くべきものではない。

大統領令は、連邦取引委員会の委員長に対して、その規則制定権限を行使して、「労働者の移動を不当に制限する可能性のある競業禁止条項その他の条項又は合意の不当な使用を制限する」ことを求めるものである。あらたな規則が、競業禁止義務を全面的に禁止するか若しくは部分的に制限するか、すべての労働者を対象とするか若しくはより弱い立場に置かれた労働者（低賃金労働者など）を対象とするか、競業禁止義務とあわせて勧誘禁止義務も制限するか、又は州法に優先するかなどの論点についての姿勢は、現在のところ明確ではない。

また、大統領令は、司法省と連邦取引委員会に、2016年10月に公表された人事専門家向け独占禁止ガイダンスを改訂し、雇用者間の協調や賃金・福利厚生情報の共有を通じた賃金の抑制や福利厚生の削減を防止するための独占禁止ガイダンスを強化することによって、「労働者を賃金談合からより適切に保護する」ことを検討することを求めている。上記の2016年のガイダンスにおいて、既に、雇用者間における単純な賃金固定や引抜き防止の合意については違法となり、また同じ従業員を雇用することについて競合する立場にいたる雇用者は互いに競争事業者とみなされることが既に示されている。

## 「グローバル・パブリック M&A ガイド（英語）」のお知らせ

パブリック M&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリック M&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



大統領令自体は、現在の法令を変更する効果を有するものではなく、雇用者に大統領令に基づき何らかのアクションが求められるものではない。しかし、連邦取引委員会により新たな規則が定められることが想定されるため、現在の競業禁止義務に関する自社の実務を見直し、特に大統領令に基づき連邦取引委員会が対応をする可能性が高い従業員のグループ（非管理職、手作業従事者、低賃金労働者）について、競業禁止義務が必要か、適切かという検討を行うことが望ましい。

### 低賃金労働者の競業禁止義務を制限する州法の傾向

近年、イリノイ州、マサチューセッツ州、ワシントン州、オレゴン州など9州では、低賃金労働者に対する競業禁止義務について制限する法律が制定されている。この傾向は、オバマ政権での2016年の競業禁止義務についてのアクションの要請が、州に対し、一定の区分の労働者（一定の賃金閾値以下の労働者を含む）について、競業禁止条項を禁止するよう求めたものに従うものである。低賃金労働者に焦点が当てられる以前にも、労働者に対する競業禁止義務を制限する州法の動きはあった。例えば、カリフォルニア州と同様に、ノースダコタ州及びオクラホマ州はいずれも、雇用者が従業員との間で競業禁止の合意を行うことを禁止し、競業禁止は、事業の売買における売り手と買い手、組合の解消における組合員間でのみ認められるとしている（ノースダコタでは、組合からの組合員の脱退に伴う場合も認められる）。

近時では、コロンビア特別区（ワシントン DC）は2020年競争禁止契約禁止改正法を制定した。これは、米国において最も厳格な競業禁止の制限といわれ、（極めて狭い例外を除き）同法の発効日以降に締結される競業禁止契約を無効にし、執行不能とするものである。また、イリノイ州議会は、雇用者が年収75,000ドル以下の従業員との間で競業禁止契約を締結することを禁ずること（2037年までに年収基準は90,000ドルに段階的に引き上げられる）を含む、競業禁止に関する改正法を可決し、2021年8月21日までにプリツカー州知事により署名される見込みである。イリノイ州の新法では、競業禁止契約の制限に加えて、雇用者が年収45,000ドル以下の従業員と勧誘禁止契約を締結することも禁止している（2037年までに年収基準は52,500ドルまで段階的に引き上げられる）。ニューヨーク州は、雇用関係における営業秘密や競業禁止義務に関する一般的な法令が存在しない唯一の州となっているが、2021年2月にニューヨーク市弁護士会の営業秘密委員会は、低賃金労働者への競業禁止義務の適用について、反証可能な推定禁止を導入することによって、競業禁止契約の使用を制限する立法を提案している。

### 雇用者による対応

バイデン政権の大統領令については予測された政策の方向性といえるが、米国の企業は以下のような点について検討を要するとともに、米国外における競業禁止義務への制限の動向についても注視すべきである。

- 雇用者は、競業禁止義務をさらに制限する州法の動向に留意し、従業員を有する州における最新情報を常に収集する必要がある。
- 雇用者は、大統領令に従った連邦取引委員会による規制化の方向性に注視しつつ、連邦取引委員会による規制化に法的に対抗する動きについても留意すべきである。
- 雇用者は、競争禁止義務の状況について確認し、適用のある法令に遵守しているか検討し、また遵守していない契約については見直しを行うために必要な措置をとるべきである。
- 雇用者は、M&Aに関連して従業員の引抜き、営業秘密と秘密情報の維持に関する法制化の動向を確認し、あわせて自社の M&A 活動に対する影響を検討すべきである。

## 「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



## アルゼンチン

### トランスベスタイト、トランスセクシュアル、トランスジェンダーの人々のための正規雇用へのアクセスを促進する法律の施行

2021年7月8日に、大統領の行政権限に基づき、トランスベスタイト、トランスセクシュアル及びトランスジェンダーのための正規雇用へのアクセスの促進に関する法律(法27.636)が施行された。

同法は、真の機会均等を促進するために、職場におけるトランスベスタイト、トランスセクシュアル及びトランスジェンダーの効果的なインクルージョンを達成することを目的とした、積極的な施策を確立することを目的としている。同法は、公務員の少なくとも1%をトランスベスタイト、トランスセクシュアル及びトランスジェンダーへの雇用割当とすることを保証するとともに、これらのグループから人員を雇用する民間企業へのインセンティブを設定するものである。なお、同法の適用に関して、性別の登録修正や最初の氏名の変更を行ったか否かは影響しない。

具体的には、以下のような事項を定めている。

- ① 公務員の雇用割当：国家公務員の総数の1%以上（行政、立法及び司法、分権・独立行政機関、その他の国の公共団体・企業を含む）
- ② 政府採用における優先順位：これらのグループに属する民間部門の人員を優先的に採用する。
- ③ 民間企業へのインセンティブ：これらのグループに属する従業員のための雇用者拠出は12か月間（零細・中小企業の場合は24か月間）、国税の支払とみなすことができる。
- ④ 融資へのアクセスの優先順位：アルゼンチン国立銀行（Banco de la Nación Argentina）は、これらのグループからの申請者への事業融資に対して、優遇金利による融資を促進する。
- ⑤ 申請者の登録簿：同法の枠組みに基づき雇用に応募することに関心のあるこれらのグループの人々が登録することができる登録簿が作成される。なお、登録は必須ではない。

## ブラジル

### 新たなスタートアップ法

2021年6月1日、ジャイール・ボルソナーロ大統領は補完法2021年182号（「スタートアップ法」）を認可した。スタートアップ法の主な目的は、スタートアップの成長を経済、社会及び環境の開発への道筋として位置づけ、同国における革新的な起業家精神を促進、奨励し、事業環境の近代化を目指すことにある。また、スタートアップ法は、革新的な起業家エコシステムの発展のための基本的な関係として、公共部門と民間企業との間での協力と交流を促進するものである。スタートアップ法は、2021年9月初旬に施行され

る見込みである。革新的な起業への投資のための、安定的な法的環境に向けた動きとして期待される。

スタートアップ法の要点は以下の通りである。

- スタートアップ企業は、（当事者が選択する投資ストラクチャーにより）資本出資となりえる、個人又は法人からの投資を受けることができる。
- スタートアップ企業は、政府の補助金に基づき、研究開発及びイノベーションへ投資する義務を有する企業を通じて資金を受けることができる。
- 産業規制を所管する当局は、当局の監督の下で、革新的な企業が革新的なビジネスモデルや技術を試すことができるよう、実験的な規制環境プログラム（規制サンドボックス）を単独で又は共同で実施することができる。
- 公共部門が技術的リスクを伴うことがある革新的なソリューションを採用することを可能とする、特別な入札制度が導入された。入札者が問題を解決するための様々なソリューションを提案し、公共部門が技術的な問題の解決を担当する。
- ビジネスモデル、製品又はサービスに革新性があると認められる事業を行っており、前年の売上が1,600万リアル以下であり、CNPJ（税金連邦登録局）での登録が10年以下である企業が、スタートアップ法の対象となる。
- スタートアップ法は、①出資の引受け又は売却のオプション、②社債及び転換社債、③組合の組成、及び④エンジェル投資契約など、会社資本の一部に組み込まれない形での資金調達の方法を定めている。また、これらの方式による投資を行った投資家は、投資が出資に転換されない限り、議決権や経営支配権を有することはないが、アドバイザーの立場として、協議に参加することができる。
- スタートアップ法では、エンジェル投資家は、組合員でなく、会社の経営権や事業運営に議決権を有していない者とされ、会社の債務に対して責任を負わず、その出資に対して対価を受け取るものとされている。
- スタートアップ法は、会社法（法1976年6,404号）を改正し、年間の売上高が7,800万リアル未満の法人に適用される一定の手続きを簡素化している。それは、補完法2006年123号に零細・中小企業に対するエンジェル投資家による出資に関する規定を取り込み、役員1名のみを認め、取締役会が少なくとも2名で構成されなければならないとする規則を変更している。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 欧州

#### ウクライナ

#### デジタル・サービスに対する VAT の導入

##### 概要

2021年6月3日、ウクライナ議会は非居住者により提供されるデジタル・サービス（*Electronically Supplied Services* 以下、「ESS」）に係る VAT に関する法案<sup>4</sup>を採択した。

これにより非居住者がウクライナの顧客に対して提供する ESS に対しては 20% の VAT 課税が導入されることとなる。本法は 2022 年 1 月 1 日から適用されると見込まれる。

##### 詳細

###### 1. 範囲

ESS にかかる VAT 制度は、B2C の取引における顧客への ESS の供給と、（狭義の）B2B の取引における顧客への ESS の供給を対象としている。この文脈において、VAT が課せられる（狭義の）B2B の取引とは、VAT の納税者として登録されていない個人事業主（以下、「Private Entrepreneurs」）に供給される ESS に限定される。ここでは、Private Entrepreneurs は課税目的の上業者として登録している個人のことを指す。

ESS とは、「①インターネット・ネットワークを介して、②自動化された方法で、③情報技術によって、④主として人的な介入なしに、提供されるサービス」と定義される。

同法は以下のものを ESS として取り扱われるものとして例示列挙している。

- 画像・文字・情報へのアクセスの提供（新聞・雑誌の定期購読を含む）、電子書籍へのアクセスの提供。
- （テレビを介して同時に発信される場合を除く）ゲームやテレビ番組のような参加型のサービスの提供又はオーディオビジュアル作品、ビデオ/オーディオ・オンデマンドへのアクセスの提供。
- 情報、商業及び娯楽に関連する電子的リソース、その他類似の電子的リソースへのアクセスの提供。
- インターネットを通じた通信教育（すなわちバーチャル教室を含む人的介入を必要としない通信教育）の提供。
- クラウドを通じたコンピューティングリソース、データストレージ、電子通信システムなどの提供。
- ソフトウェア及びアップデートの提供、ソフトウェア及び電子機器に係る遠隔サービス。
- インターネット・ネットワーク、モバイルアプリケーション及びその他の電子的手段を通じた広告サービスの提供。ウェブサイト、ウェブ

---

<sup>4</sup>"On Amendments to the Tax Code of Ukraine on Repealing Taxation of Income Received by Non-Residents in the Form of Payment for Production and/or Distribution of Advertising and Improvement of the Procedure for Value Added Taxation of Supply of Electronic Services to Individuals by Non-Residents"

ページ及びウェブポータル上のバナー広告を含む広告スペースの提供。

同法は以下のものを ESS としない旨明示している。

- インターネットを介して発注されたが、オフラインで（インターネットを使わずに）提供されるサービスの供給。
- 科学・文学・美術の分野における著作物の物理的な記録媒体の提供。
- 電子メールを介したコンサルティングサービスの提供。
- インターネット接続サービスの提供。

## 2. 「顧客」の VAT 上の取扱いと所在地

同法では、顧客との契約に ESS の受領者が企業であると明記されていない限りにおいて、その ESS は個人に提供されるとみなされる。

ESS は「顧客の所在地」において供給されたものとみなされる（つまり、顧客の所在地国で VAT の課税対象となる）。同法は、「顧客の所在地」の判定において考慮すべき要素を示している。

- 主に考慮すべき要素として、供給が以下のものを介す場合が挙げられている。
  - ① 固定電話：顧客は、固定電話が設置されている国（ESS を受ける過程でサービスを利用した通信事業者の所在地）に所在するものと推定される。
  - ② モバイルネットワーク：顧客は、サービスを受けるために使用される SIM カードの Mobile Country Code によって識別された国に所在するものと推定される。
  - ③ 他の手段：顧客が、そのデバイスが位置している、又はそこで使用するためにアクセスカードが送られている場所に所在するものと推測される。これには、顧客が使用するデバイスの IP アドレスが含まれる。
- 上記の要素に加え、追加的に考慮すべき要素として以下のものが例示されている。

- ① 顧客への請求書の送付先
- ② ESS に対する支払いに使用される銀行口座の情報
- ③ その他顧客事業に関連する情報

## 3. 登録

非居住者は、前年度の ESS の売上高が、1,000,000 ウクライナグリブナ（約 405 万円）を超えた場合、報告対象年度の 3 月 31 日までにウクライナにおける VAT 登録をしなければならない。

登録申請は、オンライン上で英語で行うことができる。

## 4. 申告及び支払

VAT の申告は、オンラインで四半期ごと、すなわち報告対象となる四半期末日後 40 暦日以内にウクライナ語又は英語で行う必要がある。

納税義務者は①ユーロ又は米ドル建てで、②確定申告の期限から 30 暦日以内に租税債務（つまり、ESS の収入額の 20% 相当の VAT）を、③ウクライナの

国家財務サービス (State Treasury Service) の銀行口座に支払われなければならない。

租税債務は外国の銀行口座からも支払うことが出来るため、外国の納税義務者は、必ずしも現地の銀行口座の開設を行う必要はない。

また、納税義務者は、VAT Invoice を発行する義務、現地の代理人 (local fiscal representative) を選定する義務を負わない。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 中東

### トルコ

#### 解雇禁止及び無給休暇の措置が終了

2020年4月17日に、新型コロナウイルスの感染拡大により講じられた措置の一部として、雇用主に従業員の同意のない解雇を禁止し、同時に雇用主が従業員を無給休暇とすることを可能とする措置がとられた。デジタル・プラットフォーム委員会を設置及び一定の法律の改正に関する法律第7252号に基づく権限により、大統領は大統領決定第3930号により、2021年6月30日まで解雇禁止及び無給休暇を延長した。この解雇禁止及び無給休暇の措置は、2021年7月1日をもって終了した。

雇用主は、2021年7月1日以降、解雇禁止の適用を受けず、適用される法令に従い、従業員の雇用契約を終了することができる。解雇禁止措置が終了したため、関連する行政罰も終了した。

従業員が無給休暇とされた場合に、一定の要件を満たすことを条件として支給されていた現金給与支援制度も終了した。今後、従業員を無給休暇とする場合には、雇用主は原則として従業員の事前の書面による同意が必要となる。

[最初のページに戻る](#)

## 5. アフリカ

### 南アフリカ

#### 近時の暴動について企業が検討すべき雇用関係に与える影響その他の課題

南アフリカにおける最近の暴動や略奪が、同国の企業や雇用主に深刻な影響を与えている。企業は、保険に基づく補償、契約における不可抗力条項の援用、従業員の健康と安全の確保、食料や必需品の入手が困難となるなどの影響を受けた従業員の支援、略奪に関与した従業員に対する懲戒処分の検討など、様々な問題に対処する必要がある。

保険に基づく補償については、保険ブローカーや弁護士と連携し、保険会社に対して、財産的な被害に係る保険金支払いの請求作業が進められている。輸送システムに依存する企業には、インフラへの被害とドライバーへのリスクがマイナスの影響を与えている。これらの会社やその他の会社は、自らがコントロールできない不測の事態に関連する、顧客からの損害賠償請求を免れることができるかという点について、検討が必要である。

雇用主は、事業継続に不可欠な役割を果たす従業員の職場における安全を確保するために必要な法的措置をとる必要がある。一部の雇用主は、暴動により保護が必要となった従業員を集めたり、または食料、水その他の必需品を従業員に届けたりするために、被害地域に航空輸送を手配している。

また、雇用主として、ソーシャルメディアで略奪に関与したと認められる従業員に対して、どのような法的措置をとるべきかという検討も必要である。例えば、監視カメラの映像で、高級車の運転手が小売店の略奪に参加したことが明らかになっていることが報じられている。略奪に参加した者の多くについて、監視カメラの映像に明確に映っている顔や車両登録番号から特定することができると思われる。雇用主は、従業員の就業時間外の行為が雇用関係に悪影響を及ぼす場合には、当該従業員を解雇できる可能性がある。例えば、小売企業がプロフェッショナル・サービス企業の従業員が、そのプロフェッショナル・サービス企業の顧客である小売企業の店舗の略奪に関与したことがソーシャルメディアで示された場合、プロフェッショナル・サービス企業は、略奪に参加した従業員を解雇するための十分な根拠があるといえる。顧客は、従業員が店舗の破壊に参加したサービス企業に安心して依頼することはできないだろう。雇用主は、不正行為と雇用関係との間に関連性があることを証明することができる場合には、終業時間外の不正行為について従業員に対して懲戒処分を行うことができる。

[最初のページに戻る](#)